

## ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和2年11月30日  
在ドミニカ共和国日本国大使館

11月30日、アビナデル大統領は、大統領令 684-20 により夜間外出禁止令の期間延長を発表しました。期間は、12月2日から20日間（12月22日まで）延長されます。外出禁止時間に変更はなく、引き続き月曜日から金曜日までが午後9時から翌午前5時まで、また週末（土曜日及び日曜日）及び祝祭日は午後7時から翌午前5時までとなります。なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

- <https://twitter.com/Comunicaciondo/status/1333563385246609408>
- <https://presidencia.gob.do/decretos/684-20>

### 【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部  
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA  
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013  
consul@sd.mofa.go.jp